

# 函館市の農業

## 2020年(令和2年)「農林業センサス」結果の概要

### 1 農林業経営体数

単位:経営体

調査年	農林業 経営体	農業 経営体		林業 経営体	
		個人経営	個人経営	個人経営	個人経営
平成22年	296	273	267	36	25
平成27年	234	220	212	16	7
令和2年	168	157	145	13	4
増減率(%)					
平成27年/平成22年	△ 20.9	△ 19.4	△ 20.6	△ 55.6	△ 72.0
令和2年/平成27年	△ 28.2	△ 28.6	△ 31.6	△ 18.8	△ 42.9

(注)農業と林業の両方を行っている経営体は、それぞれに計上しているため、農業経営体数と林業経営体数の合計は農林業経営体数と一致しない。

### 2 経営耕地面積

単位:ha

区分	計	田	畑	樹園地
平成22年	1,544	125	1,404	15
平成27年	1,394	102	1,274	18
令和2年	1,098	74	1,013	10
増減率(%)				
平成27年/平成22年	△ 9.7	△ 18.4	△ 9.3	20.0
令和2年/平成27年	△ 21.2	△ 27.5	△ 20.5	△ 44.4

### 3 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数

単位:経営体

調査年	計	稲作	雑穀・ いも類 ・豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹 類	花き・ 花木	その他 の作物	酪農	肉用 牛	養豚	その他 の畜産
平成22年	233	25	76	1	89	7	0	7	7	13	6	2	-
平成27年	198	20	59	-	79	8	1	6	5	10	7	2	1
令和2年	147	16	34	-	64	8	3	4	6	5	6	1	-
割合	100%	11%	23%	-	44%	5%	2%	3%	4%	3%	4%	1%	-

#### 4 販売農家, 自給的農家

単位:戸

調査年	総農家数	販売農家		自給的農家
			法人化している農家	
平成22年	505	263	21	242
平成27年	369	212	11	157
令和2年	278	146	2	132
増減率(%)				
平成27年/平成22年	△ 26.9	△ 19.4	△ 47.6	△ 35.1
令和2年/平成27年	△ 24.7	△ 31.1	△ 81.8	△ 15.9

#### 5 データを活用した農業を行っている経営体数

単位:経営体

区分	計	データを活用した農業を行っていない	データを活用した農業を行っている	データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・分析して活用
経営体数	157	116	41	27	12	2
割合	100%	74%	26%	17%	8%	1%

#### ご利用にあたって

令和2年(2020年)2月1日現在で実施された2020年農林業センサス(農林水産省所管,基幹統計調査)の集計結果のうち,函館市分を収録したものです。

##### 1 単位未満について

数値の単位未満は原則として四捨五入をしたので,合計値と内訳累計値とは一致しない場合があります。

##### 2 統計表中に使用した符号は次のとおりです。

「0」…単位に満たないもの(例:0.4ha→0ha)

「-」…調査は行ったが事実のないもの

「X」…個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため,統計数値を公表しないもの

##### 3 調査の概要や用語の解説の詳細については,北海道のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/026caf/2020.html>)をご参照ください。

## 【用語の解説】

### 農林業経営体

農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- 1 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業
- 2 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
  - (1) 露地野菜作付面積 15a
  - (2) 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
  - (3) 果樹栽培面積 10a
  - (4) 露地花き栽培面積 10a
  - (5) 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
  - (6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭
  - (7) 肥育牛飼養頭数 1 頭
  - (8) 豚飼養頭数 15 頭
  - (9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽
  - (10) ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
  - (11) その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- 3 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- 4 農作業の受託の事業
- 5 委託を受けて行う育林もしくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m<sup>3</sup>以上の素材生産をしたものに限る。）

### 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち 1, 2 または 4 のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

### 林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち 3 または 5 のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

### 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

### 販売農家

経営耕地面積が 30a 以上または調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

### 自給的農家

経営耕地面積が 30a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。